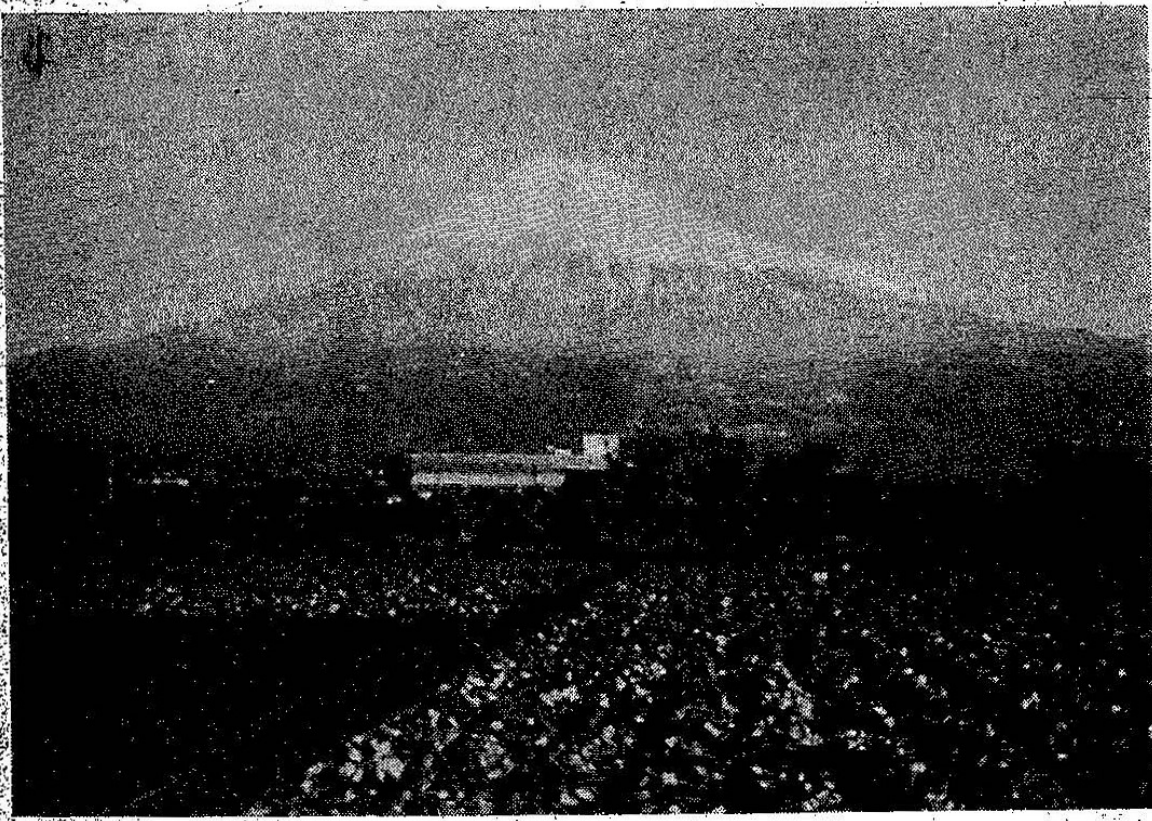


静岡県行政書士会報



静岡市藤原町一丁目十番地

発行所 静岡県行政書士会

編集責任者 会長 若林大作

電話 五三局 五四五三番
振替番号 名古屋 五一五八番

御挨拶

静岡県行政書士会長 若林大作

今般本會の會報第一号を發刊するに當り一言御挨拶申上ます

私共行政書士會も県御当局の格別なる御指導と御高配に依りまして近年一段と向上發展を遂げ加えて會員各位の自重と躍進が相待つて其の進展振りは實に目覺しく社會的の信用度も高く評価され法治國として一般社會に民主的にして誠に重寶な而かも絶對必要代行機關となり何時も乍ら劇しい生存競走の世の、生字引的存在として尊敬と信頼を増しつゝある事は御同慶に堪えません。茲に於て私共行政書士は社會の信頼に答へ益々自重自愛し常に行政事務の高度の研鑽に努力し業務の本分を忘却する事なく誠實適正處理に邁進し重且つ大なる責任と榮光ある事を自覺せねばならぬ事を痛感致します。幸ひ本會も御承知の通り會員有志各位の御協力により全國業界に魁がけ會館建設計画も進展し敷地買収も完了本年中には待望の會館建設の運びと相成り名實共に健全な本會の發展振りを如實に社會に表示し得るに至りました事は會員各位の御理解ある御協力によるものにして厚く御禮申上ます。今後は會報の發刊を重ねて關係当局と密接な連携を結び重要事項の通報各支部の動勢其他の發表を續け行いたいと思ひますので會員各位にも本會の爲に是非御投稿の程を御願申上げ發刊第一号の御挨拶と致します。

創刊に際して

静岡県総務部長 山 本 明

最近一般住民が法令に基いて官公署に許認可を申請し、所定の事項について届け出をする機会が極めて多くなつて居りますが、これは、法令があらゆる分野で住民の生活に深いつながりを持ち、行政を住民生活とが深いきずなで結ばれていることを示すものであります。

一方、これら官公聴の許認可申請書、及び、届出書類等は記載内容も、時の経過とともにより、高度の内容が要求され、その書式も増々、複雑となつてきたため、必然的に書類の作成に当つては専門的知識を必要として居り、本人に代つて作成することを、専ら業務とする行政書士の仕事がおのずから多くなりつつあります。

このように行政書士の業務は、住民の生活に密着し、行政機関と住民との、かけ橋として社会的にもすこぶる重要な地位を占めるものであり、又、住民の利益保護の面ですこぶる公共的な性格を持つものであり、このため、その業務は特に、適正に行なはれることが要望されるのであります。又、行政書士法が施行され適正に運営されなければならぬ所以も實にこのこととあるものと考えます。

昭和三十五年行政書士法の一部が改正され、行政書士会に入會していな行政書士は、業として、同法第一條に規定する業務を行うことが出来ないこととされ、強制加入の條項が、明文化され、年と共に、縣行政書士会の組織も充實し、行政書士の社会的地位も着實に、確保されつつあるとき、「會誌」を定期的に發行されることはまことに時期を得た企画と申すべきで、會員相互の情報交換の場として、又、その業務の改善進歩を図るうえにおいて今後の御發展を希うものであります。

会報創刊号発行を祝して

静岡県土地家屋調査士会長 足 立 桂 介

今回、静岡県行政書士会が、會の運営發展の爲に、會報創刊号の

発刊を心からお祝い申し上げる次第であります。

顧り見れば、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）及び行政書士施行規則（昭和二十六年總理府令第五号）に基き、静岡県行政書士法施行細則が制定され、昭和二十六年三月一日から施行せられて以來十二年余、尙其の間昭和三十五年十月一日行政書士法の一部が改正され、今迄任意的に設けられていた行政書士會は、都道府縣ごとに必ず一つの行政書士會を設ける様に法的に義務づけられ、行政書士はその会に入會し、會員でなければ其の業務を行ふことが出来ないことになつたのであります。

この法改正の趣旨は、言ふまでもなく行政書士会を云ふ行政書士の自治的な組織を通じてその品位を保持し業務の改善進歩を図り、それにより住民へのサービスをさらに向上させようといふのであります。

會員各位には相互の自覺と反省のもとに一致團結し、その重大なる使命を果すべく努力精進して、確立された基礎の上に立つて、會報の創刊号の発刊を見たことは、今日迄の実績を立証し洵に尊いものであつて、行政書士会の大きな發展を更に期待するものであります。行政書士の業務は間口も廣く、關係した官公署も数多いと同時に業務の内容も異り、一般國民の依頼を受けて申請及申告手續をする業務を原則として、行政書士は独占的に行ふものであつて、其の書類の正確さを確保する重要な役割を果すものであつて、國民の福利に重大な影響を與へるものであり、この業務の適正迅速な處理を保障せんがためには、行政書士は右業務に堪へる適格を有する者でなければならぬことは勿論であります。その使命と目的を達するためには幾多の研讀努力し相互に切磋琢磨して、更に行政書士としての品位を保持し、業務の改善進歩を図る必要があると思ひます。

行政書士会と土地家屋調査士会は、會員のほとんどが両会の會員であつて、圓滿なる会の運営を計り會員の福利増進を図らなくてはなりません、全く不即不離の状態であります。あたかも車の両輪の

如き密接な關係にあつて、相共に國家國民の生活の安定に貢献して居ることを深く信じて居るものであります。

行政書士の業務の重要性を認識して、國民の信頼に應へるには、常に人格の陶冶と業務の研鑽に勵み、品位の保持をはかると共に、業務の進歩改善の爲には全力を傾注して前進しなければならぬと存するものであります。

静岡縣行政書士会が会報発刊を契機として更に新風の氣を加へ、會員個々の希望と意見を充分取入れて会の運営に資し、行政書士制度確立のために益々努力されんことを希望いたしましたして会報發刊のよろこびの詞と致します。

日本行政書士会連合会総会に出席して

副会長 浅井 光 義

昭和三十八年度日行連第三回總會が去る七月六日午前十時より岩代熱海の、金蘭莊にて開催される事に成つて居たが、当日若林会長、用件の爲出席出来得ないので、私と荻野、小栗兩氏と三名にて出席する事と成り五日に出發した。

上野發午後一時三十分の急行に乘車し郡山に着いたのが五時三十分、此處で磐越西線に乘替て三つ目岩代熱海驛で下車、此れより徒歩で五分の處に温泉街あり、その中ほどに会場であり又宿泊所の金蘭莊に着く、山の谷間の街で、旅館の前を会津若松に通づる鉄道と、これに平行して縣道が走つて居る、その道路の片側に長く三十數軒の温泉旅館が建ち並んで居る、小さなそして静な温泉街である、会場の旅館は連絡不充分であつたので前日着いた者は各自宿を求めしまつて着く早々感じが悪かつた。

会場とは別の旅館に宿を取つて千葉の会長と共に語り合つて居内に荻野氏急に發病し、医者と呼ぶやらして心配の一夜を過した。

明六日、會議の途中で、荻野氏と歸靜すべく手配をしたが餘り良くなく、入院した方が良いとの事で、入院し奥さんに電話にて連絡を取り來てもらふ事にした。

さて會議だが、六日午前十時を過ぎる事、二十分開会となる、北は北海道、南は鹿児島全國の会長及代議員、七十餘名出席をなし、会は例の通り、会長の挨拶ありて、議長選出となり、地元福島の議長に選出され議長席につき、議事に入る、本年は役員の改選がないのでスムーズに進む事と思つて居た處議事に入ると同時に近畿支部長、兵庫の会長より橋本会長の不信任案が上程された、此には一同驚いた様だ、その理由は昨年より續けて運動して居る行政書士法改正の運動が手ぬるく総て理事会にも計らず独斷で会を運営して居るので信任せず但し不信任案を採擇するを條件にて決算及予算を審議するとの議案が上程され、此に付て質議され最後に上程する事と成り三十七年度の事業報告に入つた、その報告の中に二回に渡り会長關東支部の爲に埼玉の会長を訪問とある事に付て私より質門する「昨年の岐阜に於て當静岡は、中部支部に所屬して居るも地理的に關東支部に所屬する方が便利に付關東支部に入つたが其の後一ヶ年何んら支部の方より連絡もないのでは何如様に成つて居るか又決算を見ると、各支部に二萬圓支出してあるが關東支部としては、其の助成の金を何如に使つた」かとの問に對して未だ支部長決定を見ないので結成していないが急速に結成をするとの解答があつたが二、三の者より中央でその様な事では困るではないか、助成金も返済すべきだとの質議が交されたが、急速に結成するとの事で了解する事にした、決算及予算に付て非常な活潑な質問が各代表よりあつたが決算は報告であり三十八年度の予算であるので二、三の條件付で承認になる、三十八年度事業計画に付て法改正運動の経過及今後の運動方針に付て委員長である副会長の清丸氏より報告並に説明があつた、その説明には今回の國会に議員提案であつたが議案審議未了に終つたので秋の臨時國会には提案してもらうべく運動を今後進めて行くから地方選出の代議員の諸先生に應援を依頼してもらいたいとの事であつた、さて愈々先に提出された会長不信任案を上程された處議長より只今会長副会長より辭職願が提出がありましたけど、ちらを先に採託したら良いかと議場に謀つた處へ先の提案者より劈

頭に決つて居るので先に上程すべきだと言えは他の者は萬一不信任案が通れば好しからの結果に成るので会長等の、辭職願を審議すべきだと甲論乙ばく果しがつかないので各支部長に一應一任と言う案が出て別室に於て協議する事に成つた、此の間二十分休憩時すでに五時を廻つて居た、再会と成り支部長の代表埼玉の会長より今まで相当に言いつくされたので今回は雙方圓滿に上程案を撤回してもらふべく一決したとの報告があつた。

此の由を提案者に謀つた處言下に撤回せず、速やかに審議に入る様にとの事で此では果しなしと見て此れまで来ては致し方ないが会長の答辨にもある通り今後会の爲に努力すると言明して居る事でもあり会長として会より何等報酬も得ず会の爲に總ての事を行つて居るが全員に、氣に入る事は不可能な事で明年は改選期でもあるので後一年やつてもらふべきだと思はれますので、支部長会に一任した通り不信任案を撤回してもらふが一番良いがどうしても駄目なら採決するより方法がないが結果がどうあろうと此の場限りとしてもらいたいと私より發言した處、依然として撤回の要なしとの事で、無記名投票となり、その結果不信任、賛成十四票、不賛成四十六票で不信任案は否決と成りると議長報告すると同時に、近畿支部十四名は退場してしまふ、誠に残味の悪い結果と成る、かくして難行した会議も七時四十分やつと終了した、その夜は懇親会で過したが、翌朝(七日)又、盗難事件で大騒ぎ、上着のポケットを専門に狙い、被害者は、十数名と成り中でも、熊本の会長は、回遊券や、現金總てを盗られ氣の毒な事、私も少額でも被害の一人と成つた。

まつたくのろまの事である、七日八時出發が盗難事件で一時間餘遅れて、醫學の先覺者、野口博士の記念館及裏磐梯を過て吾妻スカイラインを見学すべくバスに乗込む、此の旅行記は紙上の都合で後記とするが今回の旅はまつたく色々な出来事が多かつた。

荻野氏は二週間程入院の予定との事であるが十日付のお便りに依ると大分快方に向い、此の分では一週間ぐらいで退院出来るとの事此の稿を書いて居る頃は退院され、会報が発刊される頃は元の元氣な

姿でお目に掛れる事をお祈りして報告を終り此の稿をとじます。

所感

荻野弘

現行政書士法が、施行され、本会が強制会として発足後、早いもので、既に二年有余の歳月を過しました、改正後法的に一應の形も出来会員皆様のたゆみない、努力と勉勵に依り、今や着々と其の成果を挙げ、其の間本縣学事文書課等のなみなみならぬ、御指導御協力の程ただ感激するのみでありました。だがはたして、会員のすべてが本当に安心感のもとに、業務についているだろうか。未だ諸官廳の窓口過剰サービス行爲や、闇業者にあつて、業務阻害を受けて、いることは事實であり、そこで連合会は昨年來より、行政書士法改正についてての請願を行つて居るのです。「それと言うのも、法の盲点をつかれ、他の類似業者はもとより、各種団体等より、業務の侵害を受け、益々業務が衰微しつゝある、現状を、これを改正しつゝ国民の奉仕すべき「書士業務」の万全を期さねばならない」と云ふ、目的のもとに、現在運動しつゝあり、既に本縣も学事文書課より、各下部窓口に指示あり、着々改善しつゝあるのだが、現行法の盲点である、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、建築士、税理士及び、各種団体等関連業者への、PRは急を要する問題であります。其れと共に、行政書士自体、業務の内容、其の職分等にもつと眞剣に取組み、農地申請、河川占用等数十の申請業務のみが行政書士の業務ではないので、提出官廳のみにしても、多種多様であり、申請書種別、数百種との事であり又此れが勉強も、並大抵ではないが、時代から、落伍しないためには、其の凡ても、研究せねばなりません、私の知る限りに於いてまづ本縣廳だけでも、建築、農地、都計、河川、管理、学事文書、土木、道路、河川、衛生、労働、商工等の凡て、いずれも専門的な考案を要する書類の提出が必要で極めて、密接な交渉をして、指導を得て、業務をせねばならないのです、本年も此の多種に渉る各専門的な提出書類を、学事文書

課の御指導に依り、現在以上に分析研究して、講習会、研究会を樂しく行い、凡てを知つて、良き書士の業域を開拓したいものです。共、常日頃より、夢に描き念願していた、会館の建設も、皆様の御力により、駿府城頭御鷹匠の門前に、行政書士会館の建設が近く、測量を完了し、埋立の準備も出来建築承認申請提出運びになり、今や墨渾鮮かに行政書士会館と、表札の書かれるのも此の一二月となりました。駿府城のなごりを止める歯科医師会館、婦人会館、縣総合廳舎と共に偉容をはこる事でせう。

ひとこと 一言

暑中御見舞申し上げます。

小 栗 豊 二

酷暑の候 貴下皆様方益々御壯健に御活躍あらされん事を心より願うものであります。

扱 我々行政書士会も指導官、及、諸兄先輩の御指、導御鞭撻により発足以来、十幾星霜を迎え、組織も強化され一般住民も我々の存在を認識して参りました事は、誠に喜ばしい次第であります。

しかし乍ら、我々はそれを甘受する事なく絶えず自己の存在と行政書士としての自覚、品位、の向上に前進しなくてはならないと確信するものであります。

法治國家の昨今、我々とは官公署と國民の橋渡役であり、一般住民の全幅の信頼と利益保護を委任される重大な立場にある事を念頭に置かなければならない、強いて言えば、一般住民のリーダーであり、常に、「公正」と「誠実」をモットーとして、微力ではあるが明るい國作りの爲に、貢献奉仕する公共的精神を有して事に處して行く必要があるのではなからうか？

会員諸兄大いに奮起しよう。

会の運営についてお願い

淺 井 光 義

今さら此の様な講議めいた事を書くも可笑しいが一通り御讀み下さい、会と言つても種々様々な会が有る、呑み会、何々懇談会同好者のみの集りの会、又商店の集りの会等の枚擧すれば限りない数多くの会が有る、各々それぞれ会には皆目的があるは申すに及ばない、我々同業の様な國家で定められた法に依て出来て居る会として如何なる会にもそれぞれ会則が有つて会の組織を以て運営されて居る、その運営は会員が忠実に会則を実行してこそ会が発展する、中でも役員に依つても左右されるもので、役員に選出されるその役も引受けたなら責任をもつて会議に出席して自己の意見を述べて会の運営に寄與しなくてはならない事は當然である、如何なる会でも、總會に計るべき事は總會に理事会及其の他の役員に計るべき事は計つて運営すべきでたま／＼役員会で決定した事項が各会員にその趣旨が理解出来なかつたら会の運営は圓滿に遂行出来ない事は申すに及ばない、役員は会議に出席して意見を述べべきであるが假りに自分の意見が多数決で破れたとて一旦会としての方針が決つたら、その方向に協力しこそすれ非能力的でなつてはならない、役員に成つて居て出席もせず会で決議された事項に協力もせず反對をして居る様な役員が有つたにしたら役員としての資格なくもつての外であると同時に選出した会員の責任でもある。

結論を申上るならば会の決定事項に付ては多少の言い分が有つても協力し合つてこそ会の発展が有るので有ると思う、そこで今回の会館建設の件であるが此れまで度々の役員会を開いて決定した事で建設する事が將來会の爲に成るとの結論の上出来上つたので役員として各会員に其の趣旨を理解して頂き此の業事を遂行したいと思ひ、此の様な事を書いた譯です是非共会員皆様の御理解を得たいので詳細なる事はもよりの理事及支部長さんに御問い合せの上御協力を御願ひする次第です。

行政書士

理事 松下安男

私達行政書士は、他人の依頼を受け官公署に提出する書類を作製する事を業とするものでありますが、何と間口の廣い事でしょう、縣廳、市町村役場、警察署、労働基準監督署、保健所等々、なかにも労働基準監督署へ提出する書類の書式は法に依るものだけで、参百種類を越すと言う現状で、これ等は業として居るものでなく、夫々の会社に於て、勞基法の専任者を置いて事務管理をしている、又保健所へ出す書類の書式も、百種類を越すと言う状態で、之れらは各地共、食品衛生協会と稱する團體が保健所の中にいて、一般市民の代行して居る、これ等の業務を仮りに私達、行政書士が業として行う場合になつたら如何にしてこの仕事を完遂出来るだろうか、行政書士法が強制会として、施行された時、当時の自治省の案としては、各市町村の條例を廢して行政書士に全面的に業として行なわしめたいとの事であつたが、法施行と同時に條例の廢止をすれば、各市町村の窓口が、非常に混雜する事を予想して、当分の間、据え置く事になつて居る、私達行政書士は、會員相互の日頃の研修によつて間口の廣いこの大きな責任ある業務を遂行出来る様にしたいと考へております、會員の皆様、本年も会の事業として研修会を開催する手配を進めて居りますが、研修会の際は、會員は勿論の事、補助者も出来るだけ参加して、より良き仕事の出来る様に研習したいと思ひます、私も本会の理事と言う職に對して、出来るだけ協力して一層良き會員でありたいと念願して、おりますので、何卒宜しく御願ひ致します。

◎会報発刊について 中遠

紙上を通じて会の動き、會員の動靜、業法、改正、等一がわかる事は全くすばらしい事だと思ひます。編集に当る方の努力も大變かと思ひますが、いつまでもアカレないよう

愛され親しまれるように発展を御祈り致します。

—中遠支部會員一同—

◎商売雑感 無欲齋

◎テレビと鉛筆削器

兒童に刃物(切物)を持たするのは危険であると鉛筆削器を使う様に指示をなす。篤志家は寄附をする。誠に良い事と思ふ。処が世の中は思う様に行かぬものでテレビではパンパンと短銃で打ち合う。兒童は之に興味を持つ。元より教育映画ではない、売らんかな、儲けんかなの廣告の一部である。この映畫の半頃に〇〇会社の宣傳がある、〇〇提供映畫という。何が何だか判らない。志ある人は何と想う。(ナツチヨラン)

◎過去を云う人は

「昔は苦勞した、質も置いたり入もおいた。三度の飯も食えなかつた。」等云う人は現在に相當に暮して居る人と思ふて間違ひない。過去を云われない人は現在もあまり恵まれて居らないと思つて差支えない。

(昔は切れ〜 今はレキ〜)

◎商賣といふものは

よく聞く言葉であるが商いは(アキナイ)故 飽いてはイカン。尤もな言葉と思ふ、辛抱強くヤレとの意ならん。而し是は相当古い言葉である、一が私は思う「商売は相手の有る仕事故只自分が飽かずに根よくヤル丈けでは駄目だ、要は先様にアカレない様に心掛ける方が主である。

値段を安くする事も肝要な事であるが、其よりも間に合はせる、此の方が大事である。

切角頼みに来たのに、出来ない間に合はないのでは先方が困るから何とか間に合はせてやるあそこへ行けば間に合ふからと客は来る。

世辞は必要である。余り世辞も過ぎない様にし、度が過ぎると逆効果と成る。

此の辺が六つかしい。コツというのであろう！

(床屋の親方前と後で世辞を云ひ)

◎ 世界 一

町内一安い店の看板を掲げた、同じ安賣の店では是は大變と思ひ、日本一安い店のノボリを掲げた。第三番の店では黙つて居られんで世界一安い店と大看板を高々とあげた。扱てどの店が一番お安いでせう、(クイズ)

支部だより

富士支部

昭和三十八年五月二〇日

役員会を開催致し昭和三十八年度定期總會に附議する案件の承認を得た

昭和三十八年五月二十六日

定期總會を清流富士川畔富士川娛樂センターに於いて開催致し昭和三十七年度収支決算の承認昭和三十八年度収支予算の承認を行い本年度事業として前年同様左記事項を議決致し終了後調査士会と合同で懇親会を開催致し盛會裡に終了した。

1 研修会の開催

当支部は吉原市、富士宮市、富士市、鷹岡町、芝川町の三市二町にまたがつておるため吉原、富士、富士宮の三地區に別けてそれぞれ關係の職員の御臨席を得て研修会を開催する、すでに富士宮地區は四月十九日に第一回の研修会を實施致し八月に吉原地區の研修会を開催する予定です。

2 非会員の行う業務防止について

毎年会員名簿を作成致し地區役員が關係諸官公署に出向致し非会員の業務防止に御協力を御願います。

3 会員相互の親睦を図るため調査士会と合同で年一回親善旅行を行うこと。

昭和三十八年六月八日

定例支部長會議を當支部富士宮市橋本館にて監事綱紀委員と共に盛會裡に終了致しましたことを厚く御禮を申し上げるとともに何かと不行届きの点をおわび致します。

六月二十日

午前十一時役員会を開催致し行政書士会館敷地購入並に建設のため会員よりの融資の件につき協議をなす。

全日午後二時より臨時總會を開催致し行政書士会館敷地購入並に建設のため会員よりの融資の件につき理解ある会員の皆様の御協力により万場一致の御賛同を経て支部に割當てられた口数を会員各個人別に御願ひ致し第一回融資を六月三十日迄に支部會計係を届けることの承認を得て散会した。

七月十三日

第一回融資出資金を本部に納入した

大体以上の通りであります但今後益々会員相互の親密なる連絡により品位の向上業務の改善並に会の向上発展のために精進してまいります

梅雨雑詠

金谷 武田 雄 千

梅雨の間に日射し眼にしむ芽屋根に

たわゝと思ふ枇杷を見ており

陽のあわき影落しつゝ鍔かげに豊れし

枇杷を子らも見ており

豊れ枇杷つぶらに見えて芽屋根に

とき折にして動く静けさ

青き瓜垂れる畑にあじさいの

すがれの花は日射しにむれり

夏柑のいまだ木にあり病む妻に

話して悲し夕日射すころ

ひろごりて青田につゞくさすや見ゆ

晴れ間を群れてつばくろの飛ぶ

ドロボー

日本行政書士会連合会第三回通常総会は、福島縣岩代熱海の温泉旅館にて開催されて、本会からは浅井、荻野、小栗、三副会長が出席された。三氏は前日に、現地到着、七月六日午前十時よりの総会にのぞむべき所、荻野副会長が急に発病入院したので付添いに小栗副会長があたり、浅井副会長が代表として出席したとの事、これ迄は良かったが、日行連指定の金蘭荘へ宿泊した所、宿泊客九名(日行連関係七名、他団体二名)が最高、三、四万圓より、最低三千圓位推定、十五万圓前後の被害があつた。

他人の盗難届は、職業柄、お手のものだが、自分の事となると、些か勝手が違い大マゴツキの一幕もあつたとか、(取られた金の現在高がハツキリしない) 旅をする時には財布は二つに分け、重い方は必ず旅館の帳場へ預けることがマナーである。

(翌朝、警察署の指示で部屋の内外を、くまなく調べた所、中味だけ抜取つた、ガマ口が三ヶ、廊下の片隅の屑籠から発見されたが、後の祭りとの事、当会より出席された、浅井副会長も被害者の一人であつた事を記して)

不動産鑑定士補の試験について

今国会で出来上つた「不動産の鑑定評価に関する法律」(昭38・法第一五二号)が七月十六日公布になつた、施行は來年の四月一日からということになつている、宅建業者、一部の土地家屋調査士、建築士等の関心の的である「試験制度」の概要について御紹介する。

一 試験の種類

第一次試験Ⅱ第二次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかどうかを判定することをもつて目的とし、國語、数学及び論文について行なう。(次の各号の一に該当する者に對しては、第一次試験が免除される。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は同

法第五十七條第二項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

二 旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科又は旧専門学校令による専門学校卒業し、又は修了した者。

三 高等試験予備試験、司法試験第一次試験又は、公認会計士試験第一次試験に合格した者。

四 前二号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の一般的学力を有すると認められた者。

第二次試験Ⅱ不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつて目的とし、民法、不動産に関する行政法規、経済学会計学及び不動産の鑑定評価に関する理論について行なう(第二次試験は第一次試験に合格した者又は前記の第一次試験を免除された者に限り受けることができる)。

第三次試験Ⅱ不動産鑑定士となるのに必要な高等の専門的應用能力を有するかどうかを判定することをもつて目的とし、不動産の鑑定評価に関する実務について行なう、(第三次試験は、不動産鑑定士補となる資格を有する者(第二次試験に合格しかつ、政令で定めるところにより二年以上不動産の鑑定評価に関する実務に従事した者)又は不動産鑑定士補で法所定の実務補習を受けた期間が一年以上のものに限り受けることができる)。なお第三次試験に合格した者は、不動産鑑定士となる資格を有する。

本会記事

本年度に入り主な会議は次の通りありました。

◎ 運営委員会

- | | |
|-----|------|
| 日 時 | 四月二日 |
| 場 所 | 縣民会館 |
| 出席者 | 八名 |
| 欠席者 | 一名 |
1. 事務所敷地購入に関する件
2. 理事会開催の日取決定

3. 總會開催、事業計画、予算の各案を決定
第一回理事会

日時 四月二十日
場所 縣民会館
出席者 十三名 欠席者 六名

1. 昭和三十七年度収支決算の承認
2. 昭和三十八年度収支予算案の決定
3. 總會の日時、場所、会費等の決定
4. 調査士会との一、二月分給與負担案の決定
5. 昭和三十八年度事業計畫案の決定
6. 備品購入の決定、その他

◎ 監事会

日時 五月四日
場所 富士市白妙荘
出席者 監事 三名 正副会長 運營委員

◎ 定時總會

日時 五月十一日

場所 熱海市 つり堀觀光ホテル

出席者 五六名 委任狀提出 一一九名

1. 本年度事業計畫として次の通り

イ 行政書士法の改正

ロ 会報の発行(本年度は二回)

ハ 報酬額の改正

ニ 研修会の實施

ホ 書式集の発行

ヘ 行政会館の建設

2. 補充役員を選出

監事 大石脩一氏(西遠)を選出

尙監事代行者として、中島勇 大滝四郎 谷川亘言の三氏

3. 城濠土地改良區の土地を購入して会館を建設することを決議した。

尚この実施方法は理事会で決定、支部長會議に協議することになった。

◎ 運營委員會

五月十六日 觀光會館に於いて開催した。

◎ 理事会

日時 六月三日

場所 縣民會館

出席者 十五名 欠席者 七名

1. 矢内理事支部長就任に付平口光郎氏の代行を承認した
2. 伊東支部員 鬼頭氏病臥中につき会費の免除と決定
3. 土地購入、建設資金の調達方法 各支部に割当し支部内で調整して貰うことに決定、
4. 財団法人の後援会寄附行爲案を決定
5. 会役員の支部長會議出席費用は宿泊費を含め会負担とする。

◎ 綱紀委員會

六月八日 富士宮市で開催、會員の法遵守を要望、特に惡質者は通報を受け委員會で調査することを決定。

尚今後も年二回位は定例会をもつことを決議した。

◎ 支部長並に運營委員會

日時 六月八日

場所 富士宮市 橋本館

出席者 九支部 欠席者 一支部

1. 正副議長の改選

議長 鈴木影 (西遠支部長)

副議長 小山正雄 (富士支部長)

2. 後援会の設立について

但清水支部は 栗田庄平氏を選任
 出資金 一口 五〇〇〇圓 計一〇〇〇〇口を各支部に割
 當。
 ハその他について協議した。

◎後援会評議員

日 時 六月十四日

場 所 觀光会館

出席者 役員 七名 評議員 六名 欠席 四名

1. 行政会館の建設資金の割當の理事会案を一部修正決定
2. 借入金証書の発行しこれを交付すること
3. 今後の新入会者にも一口以上を持つことを要望
4. 申込書の印刷を決定

◎後援会評議員会

日 時 七月二日

場 所 婦人会館

出席者 役員 八名 評議員 六名 欠席 四名

1. 各支部の出資状況を見渡し報告並に審議
2. 役員は全員出席し、会の発展のため結束することを決議
3. 行政書士会員よりの出資金は全部借入金として、総額は五〇〇万圓とすることを決定

尚この金額納入迄一時金融機関よりの借入金を承認する

◎運営委員会

日 時 七月十一日

場 所 縣民会館

出席者 八名

1. 会員よりの借入金につき見渡し検討

2. 七月二日決定の金融機関よりの借入金は、二五〇万圓とし会長以下七名が連帯保証人となることを決定

3. 七月十八日に域濠用水土地改良區に、土地代金を支払う

ことを決定

4. 次回の役員及支部長会議の日程を決定

◎全連總會 七月六日

別項淺井副会長報告の通り

◎役員及支部長合同会議

日 時 七月十八日

場 所 縣民会館

出席者 役員 十二名 八支部長 欠席 二支部

1. 淺井副会長より現在までの会館建設の経過報告があつた
2. 土地代金の支払報告
3. 各支部の貸付申込の状況と今後の見渡しについてそれぞれ説明があつた
4. 理事は理事会に出席して意見を述べ決定事項については、積極的にこれを推進するものが、会への義務であると支部長会より発言があつた
5. 全國連合会総会の報告があつた
6. 会館建設委員を結成することにし五、六名の選任を正副会長に一任した
7. 荻野副会長、全連總會に出席中、病氣のため福島縣で入院加療(十日位)に付、見舞金として金壹万圓を贈ることを決定した

◎運営委員会

七月二十五日会報編集その他で協議した

◎關東支部プロツク会議

日 時 八月十一日

場 所 東京隅田川温泉

出席者 本縣より若林会長 淺井 小栗 兩副会長

東京会 千葉会 静岡会 埼玉会 茨城会

栃木会 山梨会 の七会

欠席は 神奈川 群馬 新潟の三会

1. 正副支部長の選任は

支部長 清丸東京都会長

副支部長 若林静岡縣会長 と決定

2. 日行連常任理事は、鈴木千葉縣会長と決定

3. 支部会費は各單位会、平均年額二、〇〇〇圓分担とし、

三十八年度より實施する。

4. 三十八年度日行連總會は關東地區で行うと決定されて居

るので、栃木縣鬼怒川で五月初旬行うことを決定

5. 日行連總會には單位会会長は勿論代議員も出席して開催

地栃木会に協力し總會に万全を期す

6. 日行連事務局の強化に關東支部が全面的に協力その運営

を支持する

又そのため日行連運営に對する重要人事部署に關東支部

に重点的に配置方支部長会に進言することになった

◎運営委員会

八月十七日清水三田氏宅に於いて、六名集合会報の編集

を行い、これを創刊号であるので正副会長に検討して貰

うことにした。

その他

一、行政書士の報酬額が五月一日より改正になりました

二、行政書士の事務手引を縣で発行各支部宛発送した

三、九月十四日支部長会が中遠支部で行われます

四、静岡銀行長谷通支店に口座を設けたので金額の多少に拘ら

ず無料で振替えてくれますので、送金は近くの静岡銀行の

支店で振込用紙を頂いて「静岡銀行長谷通支店、静岡縣

行政書士会」へ振込んで下さい

尚この際は別途送金の内容を手紙で本会迄連絡して下さい

新入会者

氏名	支部名	住	所	入会年月日
鈴木堅司	富士	富士市大宮九八八の一		三十七年十月八日
片桐浩二	直轄	磐田郡佐久間町浦川三三〇の五		十、八
夏目武	西遠	浜名郡湖西町鷺津一、三〇八		十、廿二
小島敬一	西遠	浜名郡新居町新居一、三二一		十、廿二
梅原馨	直轄	賀茂郡東伊豆町奈良本一四一		十一、五
齊藤肇	伊東	伊東市松原町三七四		十一、九
花田利雄	清水	清水市能島二〇七の一の七		十一、九
内山明	志太	焼津市小川一九二九の三		十一、十
村田勸	富士	富士市上横割一一四		十一、十
山下修	沼津	駿東郡裾野町平松四一五		十一、十
大野勇	西遠	浜松市元浜町一一五		十一、十
中島勇	西遠	浜松市野口町一〇三の二		十一、十
袴田伸治	西遠	浜松市大瀬町一八〇の三		十一、十
藤田直之	西遠	浜名郡雄踏町宇布見八、九〇の二		十一、十
斉藤茂夫	清水	清水市江尻大手町八三		十一、十
石垣義親	三島	駿東郡清水村新宿一八三		十一、十
五嶋安雄	榛原	榛原郡金谷町金谷一、八六一		十一、十六
川井賀雄	清水	清水市柳町一田村工務店内		十一、廿一
立花昭一郎	清水	清水市富士見町一丁目九五		十二、六
佐野洋司	沼津	沼津市上土町一六一		十二、三
竹岡俊好	沼津	沼津市三枚橋八反庄五八五五		十一、十八
谷津聡一	静岡	静岡市山崎新田二四七の二	三十八年	十一、十一
千代木真人	清水	清水市富士見町一丁目四六		十一、十一
緒方規男	三島	田方郡伊豆長岡町長岡二四六		一、十一
木下実	清水	清水市八木間町三三一		一、十四
荒波角平	榛原	榛原郡川根町家山六九七の四		二、七

氏名	支部名	住	所	入会年月日
渡邊 一夫	熱海	熱海市熱海三九六の三		二、十五
鈴木 明一	西遠	引佐郡細江町氣賀二〇の二		三、二
鈴木 政久仁	西遠	浜松市中島町五七一		三、二
望月 富次郎	静岡	静岡市泉町九の八		三、二
佐々木 継雄	清水	清水市谷田三二八の二三		三、二
大塚 辰雄	清水	清水市長崎二四		三、二
木村 辰次郎	富士	吉原市船津五四〇		三、二
小林 茂一	直轄	磐田郡水窪町奥領屋二、四八の二		四、一
後藤 壽雄	三島	田方郡函南村間宮五五二の一		四、一
杉田 武男	三島	田方郡修善寺町柏久保六、〇〇二		四、一
三浦 実	直轄	掛川市掛川六五三		四、一
青木 哲二	静岡	静岡市北安東一六一の一		四、二
片山 基一	静岡	静岡市伝馬町二〇の六		五、八
太田 勝	直轄	天竜市二俣町二俣四一九		五、三
山本 邦太郎	清水	清水市八木間町一〇九		六、三
鈴木 康	中遠	袋井市高尾一一六の一		六、三
田内 平八郎	西遠	浜名郡湖西町鷺津七四九の二		五、一
杉本 昭治	直轄	田方郡大仁町田京三一二		七、一
梅林 文雄	直轄	天竜市青谷三八一		七、一
萩山 信一	直轄	田方郡土肥町土肥町七の四		七、一
村松 良彦	富士	吉原市二〇七		八、廿
松本 幹	志太	焼津市焼津北二七三		八、十三
田代 高譽	沼津	沼津市大手町		七、十

退会者

氏名	支部名	住	所	退会年月日
中村 昇	富士	吉原市今泉一三二		三、九、三
長谷川 忠一	西遠	浜松市元目町六七		三、四、三
吉田 美譽志	西遠	浜名郡浜北町横須賀五〇三		三、四、三
増田 五平	榛原	榛原郡相生町元本丸跡三六の二		三、四、三
竹本 熊平	榛原	榛原郡中川根村徳山一、三四の二		三、四、三

死亡者

氏名	支部名	住	所
森下 龜次	直轄	磐田郡水窪町奥領屋二、四四八の一	
宮司 正司	直轄	田方郡大仁町四五七の一	

静岡県告示第四二六号 告示

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四條の規定により、昭和三十八年度静岡県行政書士試験を次とおり施行する。

昭和三十八年八月十日

静岡県知事 齊 藤 寿 夫

一、試験の日時

昭和三十八年九月二十七日(金曜日)
午前十時から午後三時まで

二、試験の場所

静岡市追手町四四ノ一
静岡縣中小企業会館三階大会議室

三、受験願書提出期間

昭和三十八年八月二十日から
昭和三十八年九月二十日まで

四、書類の提出先

静岡市追手町二五一番地

静岡縣総務部学事文書課

五、試験科目、試験方法及び試験時間

次の科目につき筆記試験を行う。

一 行政書士の業務につき必要な法令

憲法、行政法、民法、戸籍法、行政書士關係法令等

(午前十時から正后まで)

二 一般常識

三 実務

(午後一時から午後二時まで)

四 作文

(午後二時から午後三時まで)

六 受験資格

次の各号の一に該当する者

(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者、その他同法第五十六條

第一項(大学入学資格者)に規定する者

(2) 國又は地方公共團體の公務員として行政事務を担当した期間が通算して三年以上になる者

(3) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認定した者

七、受験資格認定申請手続き

六、(3)により受験資格の認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書(様式第一号)に履歴書を添えて、九月十日までに知事に提出すること

八、受験手続き

受験しようとする者は、受験願書(様式第二号)に次の書類を添えて知事に提出すること

なお、郵送の場合は、封筒の表に「行政書士試験願書」

と朱記すること。

(1) 履歴書

(2) 受験資格を有することを証明する書類
(ア) 受験資格の(1)、又は(2)、に該当する場合は最終学校の卒業証明書若しくは卒業証書の写又は当該官公署の在職証明書

(イ) 受験資格の(3)、に該当する場合は知事の資格認定書

(3) 写真
(出願前一年以内に撮影した正面上半身像手札型のもの、裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載すること)

九、試験手数料 五〇〇圓
試験手数料は現金又は郵便爲替で受験願書に添えて納付すること。

十、合格者発表

試験合格者は、試験施行後一箇月以内に受験番号及び氏名を静岡縣公報に登載して公告するとともに、本人に通知する。

十一、その他
既納の試験手数料は返還しない

迷惑防止条例

(去る七月定例縣議会に於て議定せられ、次の通り発令されました私共、過去に於て小暴力におびやかされて居りましたが、これからは此の條例によつて取締つて貰えるので御互に協力しあつて、小暴力追放に努力しましょう。)

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行爲等の防止に關する條例をここに公布する。

昭和三十八年七月十五日

静岡県知事 齊 藤 寿 夫

静岡県条例第四十六号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

(目的)

第一條

この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて縣民生活の平穩を保持することを目的とする。

(粗野又は乱暴な行為(ぐれん隊行為等)の禁止)

第二條

何人も、婦女に對し、道路、公園、廣場、驛、船着場、興行場、遊技場、飲食店その他公衆が出入する場所(以下「公共の場所」という。) 又は汽車、電車、乗合自動車、船舶その他公衆が利用する乗物(以下「公共の乗物」という。) において、婦女を著しく羞恥させたり、不安を覚えさせたりするようなみだらな言動をしてはならない。

二、何人も、公共の場所又は公共の乗物において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等に對し、言いがかりをつけ、すこむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

三、何人も祭礼又は興行その他の娛樂的催物に際し、多数の人が集まつている公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しつける、物を投げ、物を破裂させる等混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

(不当な金品の要求行為(たかり行為)の禁止)

第三條

何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等に對し、立ちふさがり、つきまとい、言いがかりをつける等の不安、困惑又は嫌惡の念を覚えさせるような方法で金品を要求してはならない。

(押賣行為の禁止)

第四條

何人も、戸々を訪れて、物品の賣買、配布、貸付け、修理若しくは加工、遊藝その他役務の提供又は廣告若しくは寄付の募集(以下「賣買等」という。) を行なうに當り、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一、犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をはめかし、住居、建造物、器物等にいたずらする等不安を覚えさせるような言動をすること。

二、賣買等の申込みを斷わられたのにかかわらず、物品を展示し、すわり込む等すみやかにその場から立ち去らないこと。

三、依頼又は承諾がないのに、物品の配布、修理若しくは加工、遊藝その他の役務の提供又は廣告を行なつて、その對価をしつように要求すること。

四、身分、物品の価格、物品の内容その他の事実を著しく誤解させるような表示又は言動をすること。

二、何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に對し、賣買等を行なうに當り、前項第三号若しくは第四号に掲げる行為をし、又は不安を覚えさせるような粗野若しくは乱暴な言動をしてはならない。

(乗車券等の不当な賣買行為の禁止)

第五條

何人も、乗車券、急行券、指定券、寢台券その他公共の乗物を利用しうる権利を証する物又は入場券、觀覽券その他娛樂施設を利用しうる権利を証する物(以下「乗車券等」という。) を不特定の者に轉賣する目的を有する者に交付するため、乗車券等を、公衆に發賣する場において、買ひ、又は公衆の列に加わつて買おうとしてはならない。

二、何人も、轉賣する目的で得た乗車券等を、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に、賣り、又は立ちふさがり、若しくはつきまといつて賣ろうとしてはならない。

(座席等の不当な供與行爲の禁止)**第六條**

何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に對し座席を占めるための順位又は駐車場所（以下「座席等」という）を占める便益を對価を得て供與し、又は座席等を占め、若しくはつきまといつて、座席等を占める便益を對価を得て供與しようとしてはならない。

(景品買入行爲の禁止)**第七條**

何人も、遊技場（風俗營業等取締法施行條例昭和三十四年静岡県條例第十八号第一條第七号に規定する遊技場をいう。以下同じ。）又はその付近において遊技場の營業者が遊技客に賞品として交付した物品を轉賣するため、又は轉賣する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまといつて、その物品を買い集め、又は買い集めようとしてはならない。

(不当な客引行爲等の禁止)**第八條**

何人も、公共の場所において、不特定の者に對し、次の各号に掲げる行爲をしてはならない。

一、わいせつな見せ物、物品若しくは行爲又はこれらの仮装したものゝ觀覽、販売若しくは提供について客引きをすること。

二、売春類似行爲をするため、客引きをし、又は客待ちをすること。

三、前各号に掲げるもののほか、人の身体又は、衣服をとらえ、所持品をとりあげる等の方法で、客引きをすること。

(海水浴場等における危険行爲等の禁止)**第九條**

何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面（以下「海水浴場等」という。）において、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇、水上スキー又はヨツ

トを、みだりに、疾走させ、急回轉させ、縫航させる等人に對し危険を覺えさせる行爲をしてはならない。（罰則）

第十條

第二條から前條までの規定のいずれかに違反した者は、一万圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

二、常習として第二條から前條までの規定のいずれかに違反した者は、六月以下の懲役又は三万圓以下の罰金に處する。

附 則

一、この條例は、公布の日から施行する。

二、静岡県押売等防止條例（昭和三十二年静岡県條例第五十二号）は、廢止する。

三、この條例の施行前にした静岡県押売等防止條例の規定に違反する行爲に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

本会に關係ある県庁**学事文書課の人事移動**

今迄、行政書士係として本会に對し、何かと御世話をして下さつた係長、淺井角太郎氏は住宅營繕課管理係長に、轉出され後任として、小泉森作氏が本会の担当係長として着任された。

会館建設について

本会の發展すべき足掛りとして会館建設の件は總會に於て議決され会の理事会、運営委員会、を数回開催してやつと土地を見付けて購入、運びと成り続いて会館を建築するべく理事会を開催して目下計画中であります。

會員の皆様のご御支援によりこのように短時日に実現の運びとなつた事はひとえに會員一致協力の賜と思ひます。

ついでには各支部長さんより資金の借入について御願ひしてあります。が是非共御協力下さる様特に御願ひします。

編集後記

本会の会誌発行の件三十八年度通常総会に於て決議されその後各支部宛数回に亘り原稿を御願ひしてありましたがなかなか原稿が集まらないので苦心しました、初めての編集なので不手際も多く會員の皆々様には御氣にいらぬ所が多くある事と思ひますので御氣付の点がありましたらどしどし御小言頂戴したいと思ひます、出来る事なれば御小言と同時にどのような形のものでも結構ですから御投稿下さる様御願ひします。

当誌は静岡県行政書士会が保管している創刊号を複写してデジタル化しております。従って、文字が見えにくい箇所があります。また、創刊当時の誌面を、そのままの状態に掲載しておりますので、ご了承ください。(令和2年10月)